

# プレミアリゾート 夕雅 伊勢志摩 宿泊約款

## 【本約款の適用】

- 第1条 プレミアリゾート 夕雅 伊勢志摩(以下「当ホテル」といいます)の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

## 【宿泊引き受けの拒絶】

- 第2条 当ホテルは次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
  - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者又は従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が他の宿泊者又は従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき。
  - (9) 客室定員を超えての使用する恐れがあるとき。
  - (10) 火薬類・ペット・凶器の持込など、宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
  - (11) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による暴力団若しくは暴力団員又はその関係者であるとき。
  - (12) 宿泊しようとする者が過去に第12条の適用を受けた者であるとき。
  - (13) 宿泊しようとする者が次条の明告をしないとき、又は明告に虚偽の内容を含むとき。

## 【氏名等の明告】

- 第3条 当ホテルは、宿泊しようとする者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者(同宿者を含みます)の氏名、性別、連絡先(電話番号)及び職業。
  - (2) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

## 【宿泊契約の成立等】

- 第4条 宿泊契約は、当ホテルが宿泊しようとする者の宿泊の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、指定する日までに、指定する方法にてお支払いいただきます。
  - 3. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条又は第14条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金、次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。

## 【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第5条 前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 【宿泊者の契約解除権】

- 第6条 宿泊者は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第1に掲げるところにより違約金を申し受けます。
  - 3. 当ホテルは、宿泊者が第4条第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いされないと、又は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(予め到着予定期刻が明示されている場合は、その時刻)になんでも到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし、処理することができます。

## 【当ホテルの契約解除権】

- 第7条 当ホテルは、次の場合には宿泊契約を解除することができます。
- (1) 第2条第3号から第13号までに該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき。
  - (2) 次条の登録をしないとき、又は登録に虚偽の内容を含むとき。
  - (3) 第10条の支払いをしないとき。

## 【宿泊の登録】

- 第8条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- ご登録いただく個人情報は、法令の定めにより宿泊業務全般を行なうために使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。また、電話、郵送、ファックス、Eメール等により予約の確認をさせていただく場合がございます。尚、法令に基づき求められた場合を除き、お客様の個人情報を第三者に開示・提供することはありません。
- (1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先(電話番号)及び職業
  - (2) 外国人においては、国籍、旅券番号(パスポートの写しを取らせていただきます)
  - (3) 出発予定日
  - (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

## 【客室の使用時間】

- 第9条 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、15時より翌朝10時30分までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には延長料金を申し受けます。
- (1) 12時まで 1室 5,500円



夕雅 伊勢志摩

PREMIER RESORT

## 【料金の支払い】

第10条 料金の支払いは、日本円又は当ホテルが認めたクレジットカード若しくはクーポン券などにより、次に掲げる要領でお支払いください。ただし、当ホテルが認めたものに関しては、この限りではありません。

- (1) 宿泊料金は宿泊者がチェックアウトする際に、当ホテルのフロントにお支払いください。
- (2) 前号を除き、当ホテル内において発生する料金は、当ホテルが指定した時期及び場所においてお支払いください。
2. 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 【利用規則の遵守】

第11条 宿泊者は、当ホテルが定める当ホテル内における利用規則に従っていただきます。

## 【宿泊継続の拒絶】

第12条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合に宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第13号までに該当することになったとき、又は該当することが判明したとき。
- (2) 第8条の登録に虚偽の内容を含むことが判明したとき。
- (3) 第10条の支払いをしないとき。
- (4) 宿泊者が前条の利用規則に従わないとき。

## 【宿泊の責任】

第13条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

2. 当ホテルの責めに帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、宿泊者の了解を得てその宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含む、その後の当ホテルの宿泊のための宿泊料金はいただけません。

## 【宿泊者の責任】

第14条 宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 【ホテル内の備品について】

第15条 当ホテルは、すべての宿泊者に対し、平等にサービスの付与を目指しております。館内の備品はすべて当ホテルが、すべての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。

- (1) 当ホテル内の備品を、宿泊者が館外に持ち出したことが認められた場合は、賠償金を申し受けます。

## 【宿泊者の手荷物又は携帯品の保管】

第16条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立つて当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者にその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合は又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。(飲食物、雑誌、新聞に関しても即日処分とさせていただきます)
3. 宿泊客の携行品については、宿泊者がその種類及び価額を明告した携行品をフロントで保管した場合、当ホテルは、その物品の滅失又は毀損によって生じた損害を賠償する責任を負います。
4. 貨幣、有価証券その他の高価品については、フロントでの保管をお断りいたします。
5. フロントで保管しなかった宿泊客の携行品(当ホテルの客室に金庫が備えられている場合の金庫内の携行品を含みます)についての損害については、当ホテルに故意又は過失がない場合は、当ホテルは責任を負いません。また、当ホテルの軽過失による場合は、15万円を当ホテルの損害賠償額の上限とします。

## 【駐車場の責任】

第17条 宿泊者が当ホテルの駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任(車両内の物品の管理責任を含みます)まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は重過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 【専属的合意管轄裁判所】

第18条 本約款及び当ホテルの宿泊に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 別表第1 違約金

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日 当日 ・ 不泊	当日	前日	2日前	9日前
一 般 (14名様まで)	100%	20%	10%	-	
団 体 (15名様以上)	100%	20%	10%	10%	

# 利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第11条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第12条第4項により、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、場合によっては損害をご負担いただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

## ◆火災予防・防災

- 客室入口ドアの裏側に掲示してある避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
- ホテル内で暖房用、炊事用の火器及び当ホテルの貸出品以外のアイロン、その他の電化製品を持ち込み使用なさらないでください。
- ベッドの中等、火災の原因となりやすい場所での喫煙をなさらないでください。
- 窓からの吸い殻の投げ捨ては、おやめください。
- 消防用設備等のいたずらは、安全維持に支障が生じますのでおやめください。

## ◆保安・管理

- ご訪問者とのご面会はロビーラウンジにてお願いしております。外来者を客室内に呼び入れたり、客室内の諸設備、諸物品を使用させたりなさらないでください。
- ご滞在中お部屋から出られるときは、施錠をご確認ください。
- 衛生管理上必要な場合、客室への立ち入りをさせていただく場合がございます。清掃は毎日お伺いさせていただきます。又、清掃をご希望されない連泊のお客様につきましても、原則として少なくとも3日に一度はお願いしております。

## ◆手荷物

- ご出発後のお荷物のお預かりは、原則として1週間以内とさせていただきます。1週間を過ぎたものにつきましては、当ホテルで処理させていただくこともあります。尚、その場合は当ホテルでは、一切の責任を負いかねます。
- 貴重品はお客様ご自身で管理をお願いいたします。

## ◆お支払い

- ご宿泊料金はチェックアウト時にお支払いいただきます。
- ご宿泊料金、各種乗物の切符代、タクシー代、切手代、宅配便の送料等の立替えはお断りさせていただきます。
- 外貨両替はお取り扱いしておりません。
- ご宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロントまでご連絡ください。ご延泊の場合、追加料金は宿泊日当日中にお支払いいただきます。

## ◆迷惑行為の禁止

- ホテル内には他のお客様のご迷惑になるものをお持込みなさらないでください。
  1. ペット類
  2. 自転車やスケート類
  3. 発火又は引火性のもの
  4. 著しく多量な物品
  5. 過度な重量物
  6. 悪臭を発したり、不潔なもの
  7. 法で所持を禁じられているもの
- 客室内で調理はなさらないでください。
- 客室内及び当ホテル所定の喫煙所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 泥酔、客室内での宴会、乱暴な言動等、他のお客様に迷惑を及ぼし、又、及ぼす恐れのある行為をなさらないでください。
- 賭博その他風紀を乱す行為はなさらないでください。
- 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないでください。
- 館内で許可なく他のお客様に広告物の配布や物品の販売等をなさらないでください。
- 客室の諸設備、諸備品等を許可なくホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所へ移動なさらないでください。
- 当施設の外観を損なうような物品を窓にお掛けにならないでください。
- 廊下やロビー等に靴やその他の所持品を放置なさらないでください。
- ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないでください。
- 館内外の諸設備、諸備品の損傷、紛失については、実費を申し受けます。